



福県医発第0294号(地)付  
平成27年 4月24日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会  
会長 松田 峻一良  
(公印省略)

### 公益財団法人労災保険情報センターが行う長期運転資金貸付制度の実施について

公益財団法人労災保険情報センター（RIC）の事業である「長期運転資金貸付制度」が、平成27年度におきましても実施される旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

昨年度と同様に、現在借入中の医療機関で借り替えを希望する場合には、平成27年4月27日までに繰上償還されると借入れ申込みが可能となります。（ただし、貸付原資枠を超えた申込みがあった場合は、規定により抽選の上、貸付対象が決定されます。）

なお、本制度の概要は下記のとおりであります。各契約医療機関（借り入れ申込対象医療機関）にはRIC本部より直接通知されることとなっております。

### 記

#### [長期運転資金貸付制度 概要]

##### 1. 貸付申込対象者

RIC と労災診療共済契約締結後1年以上経過している契約者（平成26年4月以前の契約）で、かつ、援護事業による診療費貸付（診療費立替払）の実績を有する医療機関（現在借入中の医療機関で借り換えを希望する場合には、平成27年4月27日までに繰上償還することにより、借入申込が可能となる）

##### 2. 貸付資金の用途

契約医療機関の経営改善、医療施設の整備等

##### 3. 借入申込期間・申込先及び貸付金振込日

###### (1) 借入申込期間

平成27年5月1日（金）～同年5月29日（金）

###### (2) 借入申込先

RIC 労災医療部（「借入申込書」は、添付資料2に融資様式第1号として掲載）

###### (3) 貸付金振込日

第1回 平成27年7月27日（月）

第2回 平成27年11月25日（水）

（借入申込時に、どちらかの希望の振込日を選択）

小郡三井医師会より

労災担当理事 吉武靖博  
医業経営担当理事 田中久志  
会長 廣瀬真恵

#### 4. 貸付額

各医療機関の借入申込月の前1年間において、援護事業により貸付された診療費の80%の5倍を限度（診療費立替払額の4倍以内）

ただし、1医療機関に対する最高貸付額は1,000万円、最低貸付額は100万円とし、貸付額の単位は10万円とする。

#### 5. 貸付利率

財政融資資金法に基づく、財政融資資金貸付金利率（平成27年7月1日または平成27年11月1日現在）から1.0%を減じた利率（固定金利）（ただし、利率の下限は、0.5%）

#### 6. 貸付期間及び返済方法

##### （1）貸付期間

貸付金の返済期間は5年以内（ただし、必要に応じて6カ月以内の据置期間を設けることが可能（この場合、据置期間は返済期間に含まれる））

##### （2）返済方法

- 1）元利均等方式により、毎月の援護事業の診療費の貸付額（診療費立替払額）から控除
- 2）援護事業による診療費の貸付額（診療費立替払額）が当該月の返済額に満たない場合は、その差額分は別に返済（翌月の15日までに銀行振込等で返済）

#### 7. 遅延損害金

約定による債務不履行の場合は、返済すべき金額（元金）に対し、年10%の割合（365日の日割計算）の延滞損害金を徴収

#### 8. 保証人等

保証人、担保は不要（ただし、貸付の可否については、各都道府県医師会の意見を反映）

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
横 倉 義 武

（公財）労災保険情報センターが行う長期運転資金貸付制度の実施について

（公財）労災保険情報センター（R I C）の事業である「長期運転資金貸付制度」について、平成27年度におきましても、下記の内容により実施されることとなりましたのでご連絡申し上げます。

昨年度と同様に、現在借入中の医療機関で借り換えを希望する場合には、平成27年4月27日までに繰上償還されると借入れ申込みが可能となります。（ただし、貸付原資枠を超えた申込みがあった場合は、規定により抽選の上、貸付対象者を決定します。）

なお、当該融資を受ける者の選定に当たっては、例年どおり、各都道府県医師会の意見を聴取することとしておりますので、ご協力方よろしくお願い申し上げます。

また、各契約医療機関（借入れ申込対象の医療機関）に対しましては、別添の「《平成27年度》長期運転資金貸付のお知らせ」等により、R I C本部から直接ご案内していることを申し添えます。

記

〔長期運転資金貸付制度 概要〕

1. 貸付申込対象者

R I Cと労災診療補償保険支援（互助）契約締結後1年以上経過している契約者（平成26年4月以前の契約）で、かつ、援護事業による診療費貸付（診療費立替払）の実績を有する医療機関（現在借入中の医療機関で借り換えを希望する場合には、平成27年4月27日までに繰上償還することにより、借入申込が可能となる）

2. 貸付資金の用途

契約医療機関の経営の改善、医療施設の整備等

3. 借入申込期間・申込先及び貸付金振込日

(1) 借入申込期間

平成27年5月1日（金）～同年5月29日（金）

(2) 借入申込先

R I C本部（「借入申込書」は、添付資料2に融様式第1号として掲載）

(3) 貸付金振込日

第1回目 平成27年 7月27日(月)

第2回目 平成27年11月25日(水)

(借入申込時に、どちらかの希望の振込日を選択)

4. 貸付額

各医療機関の借入申込月の前1年間において、援護事業により貸付された診療費の80%の5倍を限度(診療費立替払額の4倍以内)

(ただし、1医療機関に対する最高貸付額は1,000万円、最低貸付額は100万円とし、貸付額の単位は10万円とする)

5. 貸付利率

財政融資資金法に基づく、財政融資資金貸付金利率(平成27年7月1日または平成27年11月1日現在)から1.0%を減じた利率(固定金利)

(ただし、利率の下限は0.5%)

6. 貸付期間及び返済方法

(1) 貸付期間

貸付金の返済期間は5年以内(ただし、必要に応じて6ヶ月以内の据置期間を設けることが可能(この場合、据置期間は返済期間に含まれる))

(2) 返済方法

- ・元利均等方式により、毎月の援護事業の診療費の貸付額(診療費立替払額)から控除
- ・援護事業による診療費の貸付額(診療費立替払額)が当該月の返済額に満たない場合は、その差額分は別に返済(翌月の15日までに銀行振込等で返済)

7. 遅延損害金

約定による債務不履行の場合は、返済すべき金額(元金)に対し、年10%の割合(365日の日割計算)の延滞損害金を徴収

8. 保証人等

保証人、担保は不要

(ただし、貸付の可否については、各都道府県医師会の意見を反映)

[添付資料]

1. 平成27年度 長期運転資金貸付の実施について

(平27.3.30 労保情発第12号 公益財団法人労災保険情報センター理事長)

2. 《平成27年度》長期運転資金貸付のお知らせ

(公益財団法人労災保険情報センター)

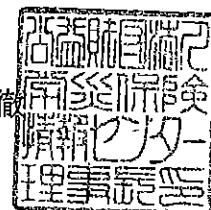


労保情発第12号  
平成27年 3月30日

公益社団法人 日本医師会  
会長 横倉 義武 殿

公益財団法人 労災保険情報センター

理事長 井谷 徹



平成27年度長期運転資金貸付の実施について

春暖の候 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記につきましては、本年も別添「平成27年度 長期運転資金貸付のお知らせ」  
のとおり実施いたしますので、お知らせ申し上げます。

なお、同「お知らせ」を当財団から労災診療補償保険支援（互助）契約医療機関あ  
て送付することとしておりますので、併せてお知らせ申し上げます。

# 長期運転資金貸付のお知らせ

長期運転資金の貸付を、次のとおり実施しますのでお知らせいたします。

## 1 貸付対象者

労災診療補償保険支援（互助）契約締結後1年以上経過し、かつ、労災診療費立替払の実績のある医療機関とします。

なお、申込月現在お借入れのない医療機関とします。

## 2 資金の使途

経営の改善、医療施設の整備等としてご利用ください。

## 3 貸付額

貸付限度額は1,000万円、最低貸付額は100万円、貸付額の単位は10万円です。

（貸付額は、借入申込月の前1年間の労災診療費立替額の80%の5倍以内としますので、最低貸付額100万円を借り入れる場合の労災診療費立替額は最低25万円となります。）

## 4 貸付利率

貸付金の利率は、財政融資資金法に基づく7月1日及び11月1日現在の貸付金利率から1.0%を減じた固定金利とします。

（ただし、利率の下限は、0.5%です。  
7月貸付と11月貸付で貸付利率が異なることがあります。）

## 5 貸付期間

貸付金の返済期間は5年以内とします。

必要に応じて6か月以内の据置期間を設けることができますが、利息はお支払いいただきます。

## 6 貸付決定

借入申込が多い場合には、抽選により貸付対象者を決定させていただきます。

なお、抽選の場合は、抽選結果を別途お知らせいたします。

## 7 貸付契約締結

貸付が決定しましたら「金銭消費貸借契約書」に署名捺印・必要事項を記入のうえ「印鑑証明書」を添えて提出していただき、貸付に関する契約を締結します。

(※保証人・担保は必要ありません)

## 8 貸付金振込日

借入申込時に、どちらかの振込日を選択していただきます。

7月貸付      平成27年 7月27日 (月)

11月貸付     平成27年 11月25日 (水)

## 9 貸付金の返済

貸付金の返済方法は元利均等方式とし、毎月の労災診療費立替額から控除して返済金に充当しますが、控除できない場合は翌月の15日までに銀行振込により返済していただくことになります。

〔貸付金利が0.5%として5年間で返済する場合の毎月の返済額の目安は、100万円の借入で約16,900円、1,000万円で約169,000円です。〕

## 10 延滞損害金

約定による債務を履行されないときには、返済すべき金額（元金）に対し、年10%の割合（365日の日割計算）で延滞損害金をいただきます。

## 11 借入申込期間・申込方法

平成27年5月1日（金）から同年5月29日（金）までに裏面の「長期運転資金借入申込書」（コピー使用）に記入のうえ、当財団労災医療部へ郵送にてお申し込みください。

詳細については、当財団労災医療部へお問い合わせ下さい。

平成27年3月

公益財団法人 労災保険情報センター 労災医療部  
〒112-0004 東京都文京区後楽1-4-25 日教販ビル  
TEL 03-5684-5516  
FAX 03-5684-5521

平成 年 月 日

## 長期運転資金借入申込書

長期運転資金貸付金貸付事業規程第8条の規定により、下記の金額の借入を申し込みます。

記

- 1 借入申込額 金 円
- 2 資金の用途
- 3 償還期間 年 か月 (据置期間 か月・不要)
- 4 希望振込月 (下記のいずれかを○囲みしてください)  
7月 ・ 11月

指定病院等の番号  
住所 〒

|  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|

病院又は診療所名  
代表者の氏名

印

公益財団法人労災保険情報センター理事長 殿

※ご担当者名、電話番号をご記入ください。

担当者名

電話番号